



山形県公報

平成18年10月6日(金)
第1782号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                          |                      |      |
|------------------------------------------|----------------------|------|
| 有害図書類の指定.....                            | (女性青少年政策室) ...       | 1300 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                      | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 1301 |
| 障害者自立支援法により指定を受けたものとみなされた指定知的障害児施設等..... | (障害福祉課) ...          | 同    |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                       | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 1302 |
| 土地区画整理組合の定款の変更の認可.....                   | (都市計画課) ...          | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....                       | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 道路の区域の変更.....                            | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 1303 |
| 一般国道の供用の開始.....                          | ( 同 ) ...            | 同    |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                                                 |      |
|-------------------------------------------------|------|
| 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....             | 同    |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則..... | 1304 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の設立.....       | 1311 |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同    |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同    |
| 資金管理団体の指定.....     | 1312 |

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... | 1313 |
|---------------------------|------|

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                    | ( 同 ) ...         | 1314 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 屋外広告物講習会の実施.....          | (都市計画課) ...       | 同    |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....      | (教育委員会) ...       | 1315 |
| 同.....                    | ( 同 ) ...         | 同    |

## 告 示

山形県告示第921号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年10月6日

山形県知事 齋藤 弘

( 図 書 )

| 指定<br>番号 | 題 名                           | 図 書 コ ー ド    | 発 行 所 等    | 指 定 の 理 由                           |
|----------|-------------------------------|--------------|------------|-------------------------------------|
| 8469     | BACHELOR 10月号増刊               | 07538 - 10   | (株)ダイアプレス  | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8470     | ヴァッカ! 10月号増刊 Vol.23           | 07374 - 10   | (株)パウハウス   |                                     |
| 8471     | 本当にあった人妻たちの秘浮気体験 Vol.4        | 57958 - 95   | (株)ぶんか社    |                                     |
| 8472     | 三十路・熟の素 10月増刊号                | 18404 - 10   | マイウエイ出版(株) |                                     |
| 8473     | 恋愛美人イフ 5月号増刊 DVD MAX VOL.9    | 19616 - 5    | セブン新社      |                                     |
| 8474     | 微熱SUPERデラックス 10月号             | 07689 - 10   | セブン新社      |                                     |
| 8475     | Lady's Comic Special AYA 10月号 | 09671 - 10   | (株)宙出版     |                                     |
| 8476     | 愛の体験スペシャルDX 10月号              | 11585 - 10   | (株)竹書房     |                                     |
| 8477     | レディース・コミック微熱 10月号             | 09663 - 10   | セブン新社      |                                     |
| 8478     | レディースコミック・タブー 10月号            | 19673 - 10   | 三和出版(株)    |                                     |
| 8479     | ウーマン劇場10/5増刊号 miniパラ VOL.17   | 11816 - 10/5 | (株)竹書房     |                                     |
| 8480     | 絶対恋愛Sweet 10月号                | 15557 - 10   | (株)笠倉出版社   |                                     |
| 8481     | Young Love Comic aya 10月号     | 18815 - 10   | (株)宙出版     |                                     |
| 8482     | ドキュメント浮気妻体験報告 VOL.1           | 51553 - 70   | (株)メディアックス |                                     |
| 8483     | 危険な愛体験Special 10月号            | 02971 - 10   | (有)つり案内社   |                                     |
| 8484     | 爆乳噴水                          | 50169 - 13   | (株)双葉社     |                                     |
| 8485     | ホテルで抱きしめて〔奮戦女盛り編〕             | 55250 - 53   | 辰巳出版(株)    |                                     |
| 8486     | パソコンパラダイス 10月号                | 07483 - 10   | (株)メディアックス |                                     |

〔参考〕青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

## (図書)

| 番号 | 題名                          | 図書コード等     | 発行所等    |
|----|-----------------------------|------------|---------|
| 1  | コミックアムール10月号                | 03801 - 10 | (株)サン出版 |
| 2  | 隣人の妻 6月号増刊<br>四十路五十路妻 Vol.5 | 09398 - 6  | (株)司書房  |

## (録画テープ等)

| 番号 | 題名                        | 区分  | 発行所等            |
|----|---------------------------|-----|-----------------|
| 1  | 私を犯して！ レイプ願望の女 完全汚辱！      | DVD | (有)ピースバルプロモーション |
| 2  | 人妻の情事 夫以外の男に<br>中出しされた妻たち | DVD | (有)隼エージェンシー     |

## 山形県告示第922号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日     |
|--------------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796-20 | 居宅介護支援事業所満天の家<br>西置賜郡小国町大字幸町6番1号 | 平成18.9.27 |

## 山形県告示第923号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第31条の規定により、指定知的障害児施設等の指定を受けたものとみなされた施設等は、次のとおりである。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定知的障害児施設等の設置者 |                            | 指定知的障害児施設等 |                   | 施設等の種類    |
|----------------|----------------------------|------------|-------------------|-----------|
| 名称             | 主たる事務所の所在地                 | 名称         | 所在地               |           |
| 山形県            | 山形市松波二丁目8番1号               | 山形県立最上学園   | 新庄市松本55番1         | 知的障害児施設   |
| 同              | 同                          | 山形県立やまなみ学園 | 長井市今泉1812番地       | 同         |
| 同              | 同                          | 山形県立鳥海学園   | 飽海郡遊佐町藤崎字茂森14番178 | 同         |
| 山形市            | 同 旅籠町二丁目3番25号              | こまくさ学園     | 山形市蔵王半郷1366番地2号   | 知的障害児通園施設 |
| 社会福祉法人牧人会      | 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158番地1 | 山形ひかり学園    | 上山市金谷字金ヶ瀬1111番地   | 同         |

|     |               |                |              |                     |
|-----|---------------|----------------|--------------|---------------------|
| 酒田市 | 酒田市本町二丁目2番45号 | 酒田市はまなし学園      | 酒田市住吉町10番24号 | 同                   |
| 山形県 | 山形市松波二丁目8番1号  | 山形県立総合療育訓練センター | 上山市河崎三丁目7番1号 | 盲ろうあ児施設<br>肢体不自由児施設 |

## 山形県告示第924号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営上野新田地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営上野新田地区土地改良事業(ため池等整備事業)変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 縦覧に供する期間  
平成18年10月10日から同年11月8日まで
- その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第925号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 組合の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際字七曲504番1
- 設立認可の年月日  
平成13年10月23日
- 変更の内容  
役員定数及び補欠選挙の欠員数
- 変更認可の年月日  
平成18年10月2日

## 山形県告示第926号

次の開発行為は、完了した。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 許可番号  
平成18年7月28日 指令村総建第5005号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
村山市駅西22番8、22番9
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
村山市楯岡荒町二丁目5番7号  
和光電機通信工業株式会社

## 山形県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年10月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成18年10月6日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|----------------------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 西村山郡河北町谷地字十二堂1番1から<br>同 大字吉田字吉田733番1まで |   | 旧    | 44.0メートル<br>と<br>11.9 | メートル<br>1,773 |
| 同                                      | 上 | 新    | 44.0メートル<br>と<br>13.7 | 同上            |

## 山形県告示第928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年10月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成18年10月6日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 347号
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字十二堂1番1から  
同 大字吉田字吉田733番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年10月6日

## 公安委員会関係

### 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月6日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

## 山形県公安委員会規則第7号

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 府令第16条の4第4項の規定による届出をする場合の書類 準空気銃製造等廃止届出書（別記様式第13号の2）

第5条第3号中「若しくは刀剣類」を「、刀剣類若しくは準空気銃」に改める。

別記様式第13号中「(刀剣類)」を「(刀剣類・準空気銃・けん銃部品)」に改める。

別記様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（第2条関係）

準空気銃製造等廃止届出書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名 印

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第16条の4第4項の規定により、次のとおり届出します。

記

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 主たる事務所の<br>名称及び所在地                   |  |
| 事業場の名称及<br>び所在地並びに<br>責任者の住所及<br>び氏名 |  |
| 事業廃止年月日                              |  |

- 備考 1 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 主たる事務所の名称及び所在地欄には、届出人が法人の場合にあっては、その法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第17号中「・刀剣類」を「・刀剣類・準空気銃・けん銃部品」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月6日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条」を「第12条」に、「第20条の5」を「第28条」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第17条第1項」に、「第19条」を「第23条」に改め、同条第3項中「第14条第2項」を「第17条第2項」に、「第19条」を「第23条」に改める。

第8条を次のように改める。

（活動区域等及び委嘱）

第8条 少年指導委員規則第2条第1項の規定により山形県公安委員会が定める活動区域は、別表左欄に掲げる地区ごとにそれぞれ同表の中欄に定めるとおりとし、当該活動区域ごとの委嘱人員は、それぞれ同表の右欄に定め

るとおりとする。

2 法第38条第1項の規定による少年指導委員の委嘱は、様式第12号の委嘱状を交付して行うものとする。

第9条中「第9条」を「第8条」に改める。

第9条の次に次の2条を加える。

(身分証明書)

第9条の2 少年指導委員は、法第38条第2項各号に掲げる職務を行うときは、様式第13号の2の少年指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入り)

第9条の3 法第38条の2第2項の規定による立入りの指示は、様式第13号の3により行うものとする。

2 法第38条の2第3項の規定による立入り結果の報告は、様式第13号の4により行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表(第8条関係)

| 地区    | 活動区域                                                                | 委嘱人員 |
|-------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 山形地区  | 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年6月県条例第36号。以下「条例」という。)別表に定める山形県山形警察署の管轄区域 | 3人   |
| 上山地区  | 条例別表に定める山形県上山警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 天童地区  | 条例別表に定める山形県天童警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 寒河江地区 | 条例別表に定める山形県寒河江警察署の管轄区域                                              | 1人   |
| 村山地区  | 条例別表に定める山形県村山警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 尾花沢地区 | 条例別表に定める山形県尾花沢警察署の管轄区域                                              | 1人   |
| 新庄地区  | 条例別表に定める山形県新庄警察署の管轄区域                                               | 2人   |
| 庄内町地区 | 条例別表に定める山形県庄内警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 酒田地区  | 条例別表に定める山形県酒田警察署の管轄区域                                               | 2人   |
| 鶴岡地区  | 条例別表に定める山形県鶴岡警察署の管轄区域                                               | 2人   |
| 長井地区  | 条例別表に定める山形県長井警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 小国地区  | 条例別表に定める山形県小国警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 南陽地区  | 条例別表に定める山形県南陽警察署の管轄区域                                               | 1人   |
| 米沢地区  | 条例別表に定める山形県米沢警察署の管轄区域                                               | 2人   |

様式第12号を次のように改める。



様式第12号(第8条関係)

第 号

# 委 嘱 状

殿

あなたを少年指導委員に  
委嘱します



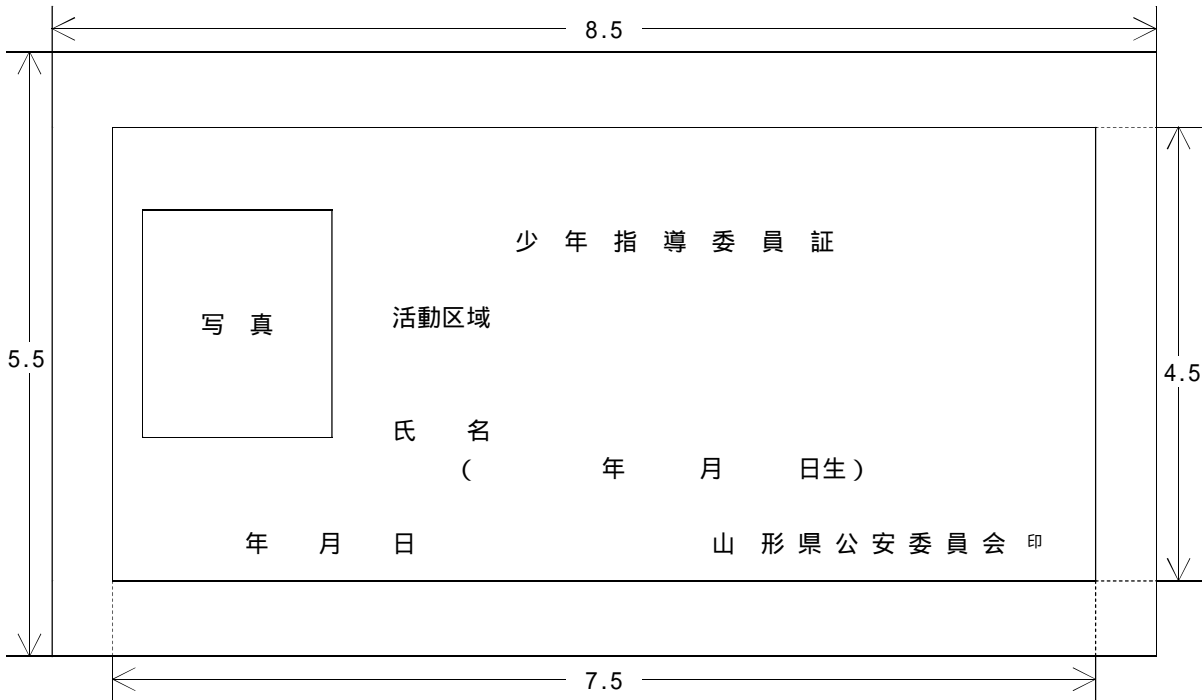
任期 年 月 日から  
年 月 日まで

## 山形県公安委員会

様式第13号中「少年指導委員規則第9条」を「少年指導委員規則第8条」に改める。

様式第13号の次に次の3様式を加える。  
様式第13号の2(第9条の2関係)

(表)



(裏)

- 1 少年指導委員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第2項各号に掲げる職務を行う場合は、この証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、少年指導委員の身分を失ったときは、発行者に返納しなければならない。
- 5 この証明書の有効期間は、発行の日から2年とする。

- 備考 1 表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。  
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第13号の3（第9条の3関係）  
山形県公安委員会達第 号

住 所  
氏 名  
活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項の規定により、同条第1項の立入りについて次のとおり指示する。

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会

| 指 示 事 項            |                            | 指 示 内 容 |
|--------------------|----------------------------|---------|
| 立入りを実施すべき場所        | 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別 |         |
|                    | 立入りを実施すべき地域                |         |
| 立入りを実施すべき期日又は期間    |                            |         |
| 立入りを実施するに当たっての留意事項 |                            |         |

様式第13号の4(第9条の3関係)

年 月 日

山形県公安委員会 殿

年 月 日付け風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項の規定による山形県公安委員会の指示に基づき立入りを実施したので、同条第3項の規定により、その結果について報告する。

|                     |     |         |
|---------------------|-----|---------|
| 実施者等                | 氏 名 | 活 動 区 域 |
|                     |     |         |
| 立入りを実施すべき<br>期日又は期間 |     |         |

| 立入り場所        | 業 種              | 風俗営業<br>性風俗関連特殊営業<br>深夜飲食店営業 | 名 称 | ( 営業所 事務所 受付所 待機所 ) |
|--------------|------------------|------------------------------|-----|---------------------|
|              | 所在地              |                              |     |                     |
| 立入りを実施した日時   | 年 月 日 午前・午後 時 分頃 |                              |     |                     |
| 立入りを実施した結果   |                  |                              |     |                     |
| その他参考となるべき事項 |                  |                              |     |                     |

様式第14号中「(禁止)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称              | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日     |
|----------------------|--------|----------|--------------|-----------|
| 市民がまんなか元気な長井の会       | 横澤浩次   | 大山勲      | 長井市舟場5-14    | 平成18.8.28 |
| みんなが主役「がんばろう長井！」市民の会 | 内谷重治   | 内谷恵子     | 長井市あら町4-47-3 | 同9.27     |

山形県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項  | 内 容  |     | 届出年月日     |
|---------|-------|------|-----|-----------|
|         |       | 新    | 旧   |           |
| 山形市医師連盟 | 会計責任者 | 中島久雄 | 門馬孝 | 平成18.9.12 |
| 鳥海茂太後援会 | 代表者   | 玉虫和利 | 田中実 | 同9.19     |

山形県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                                  | 内谷重治後援会  |
|------------------------------------------|----------|
| 報告年月日                                    | 18. 9.12 |
| 収入総額                                     | 0        |
| 前年繰越額                                    | 0        |
| 本年収入額                                    | 0        |
| 支出総額                                     | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日     |
|--------|-------|-----------|------------|--------|-----------|
| 齋藤裕之   | 長井市長  | 育裕会       | 長井市舟場5-14  | 齋藤裕之   | 平成18.8.28 |

## 病院事業局関係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第10号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月6日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|                                           |                                       |                |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|----------------|
| 診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療（選定療養に該当するものに限る。） | 診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.05を乗じて得た額 | を<br><br>に改める。 |
| セカンドオピニオン外来診療料                            | 1回につき 21,000円                         |                |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 「もみじの里」
  - (2) 代表者の氏名  
黄木 定
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市交り江四丁目6番31号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、3障害や複合型の障害者、又は、引きこもりの人たちの社会的自立を目指す事業を行う。また、必要な障害者に対しては、グループ・ホーム等の宿泊を伴う施設も備え、豊かで活力のある地域・社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 未知
  - (2) 代表者の氏名  
杉浦 文明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市鳥居ヶ丘15番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、小規模作業所の運営並びに地域生活援助事業等を行い、これを利用する精神障害者を中心とする障害者(以下障害者という)が、安心できる居場所を得て、作業所等を中心に展開される活動で多くの人たちと出会い、自ら社員となってこの法人の組織運営にかかわり、やがて地域社会で自立した生活を送れるようになることを目的とする。  
この法人は又、障害者の存在そのもの、或いは生き方をおし、地域の人々のその人生や社会のありようについて振り返るきっかけを提供し、障害者と地域の人々が互いに耳を傾け、問題を共有し、やがて、ともに人間としての誇りと心豊かな人間関係を取り戻すことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 なでしこSHONAI
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 武美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡庄内町松陽三丁目1番地4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害や病気を抱えた方々及び高齢の方々並びにそのご家族など、地域社会のなかで手助けを必要とされている方々が、生きがいのある平安な生活を築けるように支援する活動を行い、もって地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成18年11月14日(火) 午前9時45分から午後5時まで  
平成18年11月15日(水) 午前9時から午後4時20分まで
  - (2) 場 所 山形市あさひ町23番69号



## 社団法人 山形県測量設計業協会 会議室

## 2 受講手続

受講申込書を平成18年11月2日（木）までに山形市松波二丁目8番1号山形県土木部都市計画課に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

## 3 その他

詳細については、土木部都市計画課（電話023(630)2584）に問い合わせること。

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立上山明新館高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立上山明新館高等学校事務室 上市市仙石650番地 電話番号023(672)1701

## 3 落札者を決定した日 平成18年8月7日

## 4 落札者の名称及び所在地

山形リコー株式会社 山形市松波一丁目14番14号

## 5 落札金額 4,240,362円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成18年6月27日

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年10月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立鶴岡工業高等学校事務室 鶴岡市家中新町8番1号 電話番号0235(22)5505

## 3 落札者を決定した日 平成18年8月7日

## 4 落札者の名称及び所在地

荘内パーソナルシステム株式会社 酒田市新井田町2番23号

## 5 落札金額 5,269,950円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成18年6月27日

平成18年10月6日印刷  
平成18年10月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056